指名停止中の事業者一覧

令和8年8月7日 現在

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
東京電力パワーグリッド株式会社	3010001166927	東京都千代田区内幸町１丁目１番３号	R8.8.7　～　R8.10.6　（２ヶ月）	指名停止措置要領 別表第２第８号イ （競売入札妨害又は談合）	当該事業者の社員は、群馬県上野村が発注した村営住宅への太陽光発電設備設置工事の指名競争入札において、上野村の職員が非公表の設計金額を漏らし、(株)東京エネシスに落札させたとして、令和８年６月１６日、群馬県警察に公競売入札妨害の疑いで逮捕された。
株式会社東京エネシス	6010401020680	東京都中央区日本橋茅場町１丁目３番１号	R8.8.7　～　R8.10.6　（２ヶ月）	指名停止措置要領 別表第２第８号イ （競売入札妨害又は談合）	当該事業者の社員は、群馬県上野村が発注した村営住宅への太陽光発電設備設置工事の指名競争入札において、上野村の職員が非公表の設計金額を漏らし、(株)東京エネシスに落札させたとして、令和８年６月１６日、群馬県警察に公競売入札妨害の疑いで逮捕された。
アメリカンエンジニアリングコーポレーション	8700150066309	沖縄県宜野湾市大山７丁目１１番４７号	R8.7.24　～　R8.9.23　（２ヶ月）	指名停止措置要領 別表第２第１３号 （建設業法違反行為）	当該事業者は、過去３事業年度（令和５年１月１日から令和７年１２月３１日まで）において、主任技術者または監理技術者となり得る資格等（建設業法第７条第２号イ、ロ及び同法第１５条第２号ロの規定に基づく実務の経験を含む。）を持たない者を主任技術者または監理技術者として工事現場に設置していた。 このことが、建設業法第２８条第１項第２号に該当するとして、令和８年６月５日に建設業許可部局（沖縄総合事務局）より２２日間の営業停止処分を受けた。
株式会社南山開発	8360001001672	沖縄県那覇市小禄１丁目１２番２９号	R8.7.17　～　R8.11.16　（４ヶ月）	指名停止措置要領 別表第２第１３号 （建設業法違反行為）	当該事業者は、令和４年度から令和６年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。このことが建設業法第２８条第１項第２号に該当するとして、令和８年３月２４日に沖縄県知事より３０日間の営業停止処分を受けた。
株式会社ジェイアール東日本企画	7011001029649	東京都渋谷区恵比寿南１丁目５番５号	R7.11.11　～　R8.8.10　（９ヶ月）	指名停止措置要領 別表第２第１５号 （不正又は不誠実な行為）	当該事業者は、国土交通本省及び観光庁が令和５年度に交付した補助金２件に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求していた。